

第一報に関する発生の取り下げについて

令和 2 年 12 月 18 日

新型コロナウイルス感染症対策協議会からお知らせいたします。

12月16日の、新型コロナウイルス感染症の陽性判明者1名について、保健所へ提出した新型コロナウイルス感染症の発生届を本日、取り下げました。

【取り下げ経緯】

本村診療所では、発熱等の感染の疑いがある方に対して厚生労働省の認可を受けた検査キットを用いた抗原検査を実施し、陽性であれば感染の確定診断としています。

新型コロナウイルス感染症は新たに出現した感染症であり、その検査方法について日々の研究により進捗しているところではありますが、現時点ではどの検査方法においても100%の精度には達していないため、まれに擬陽性、または擬陰性の結果が表れることが報告されています。

陽性と判定された1名の方については、本村診療所にて実施した抗原検査の結果が、陽性であったことから感染確定として発生届を出し、搬送などの措置を行いました。

しかしながら、その後の搬送先で行われたPCR検査の結果や臨床経過などを総合的に判断し、新型コロナウイルス感染症の発生届を取り下げました。それにより、保健所で濃厚接触者と特定されていた方は濃厚接触者ではないと判断されました。

新型コロナウイルス感染症に対しての診断や対策につきましては、世界規模で研究が進められているところではありますが、未だ難しい問題が山積しています。

村民の皆様におかれましては、これらの事情をご理解頂き、引き続き感染症対策にご協力をお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者や濃厚接触者、その家族、医療従事者に対して不当な差別、偏見、誹謗中傷があってはなりません。個人情報や人権に、努めてご配慮いただくようお願いいたします。